

○デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにPHSの陸上移動局が使用できない電波として除外された周波数を定める告示案 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

平成二十四年総務省告示第 号

平成十四年総務省告示第百二十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を次のように定める。

なお、平成十四年総務省告示第百二十九号（デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、 一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以 上一、九〇五・九五MHz 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数四〇波（一、 八九八・四五MHz及び 一、九〇〇・二五MHzを 除く。）	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一W、D一X、D七 C、D七D、D七E、D七F、 D七W、D七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 W、G一X、G七C、G七D、 G七E、G七F、G七W又は G七X	通話チャネル

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六	D一C、D一D、D一E、D	制御チャネル

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第五号及び第六号の規定に基づき、デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途、一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を次のように定める。

なお、平成十年郵政省告示第五十号（PHSの陸上移動局が使用する電波のうち、使用できない電波として除外された周波数を定める件）は、廃止する。

一 デジタルコードレス電話の無線局が使用する電波の型式及び用途

1 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九八・四五MHz、 一、九〇〇・二五MHz	D一D又はG一D	制御チャネル
一、八九三・六五MHz以 上一、九〇五・九五MHz 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数四〇波（一、 八九八・四五MHz及び 一、九〇〇・二五MHzを 除く。）	D一C、D一D、D一E、D 一F、D一W、D一X、D七 C、D七D、D七E、D七F、 D七W、D七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 W、G一X、G七C、G七D、 G七E、G七F、G七W又は G七X	通話チャネル

2 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局

周波数	電波の型式	用途
一、八九五・六一六	D一C、D一D、D一E、D	制御チャネル

MHz、一、八九七・三 四四MHz、一、八九九・ 〇七二MHz、一、九〇 〇・八MHz、一、九〇 二・五二八MHz	一F、D一X、D七C、D七 D、D七E、D七F、D七W、 D七X、F一C、F一D、F 一E、F一F、F一X、F七 C、F七D、F七E、F七F、 F七W、F七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 X、G七C、G七D、G七E、 G七F、G七W又はG七X	又は通話チャ ネル
---	---	--------------

3 | 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められていた時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数 一、八九五・七五MHz、 一、八九八・一五MHz、 一、九〇〇・五五MHz、 一、九〇二・九五MHz	電波の型式 D一C、D一D、D一E、D 一F、D一X、D七C、D七 D、D七E、D七F、D七W、 D七X、G一C、G一D、G 一E、G一F、G一X、G七 C、G七D、G七E、G七F、 G七W、G七X、X一C、X 一D、X一E、X一F、X一 X、X七C、X七D、X七E、 X七F、X七W又はX七X	用途 制御チャネル 又は通話チャ ネル
--	---	------------------------------

二 | PHSの陸上移動局が使用する電波のうち、使用できない電波として除外された周波数

一、九〇六・二五MHz、一、九〇六・八五MHz、一、九〇七・四五MHz及び一、九〇八・〇五MHz

三 | PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数 一、八九八・四五MHz、 一、九〇〇・二五MHz、 一、九〇六・五五MHz、	電波の型式 D一D、G一D	用途 制御チャネル
---	------------------	--------------

MHz、一、八九七・三 四四MHz、一、八九九・ 〇七二MHz、一、九〇 〇・八MHz、一、九〇 二・五二八MHz	一F、D一X、D七C、D七 D、D七E、D七F、D七W、 D七X、F一C、F一D、F 一E、F一F、F一X、F七 C、F七D、F七E、F七F、 F七W、F七X、G一C、G 一D、G一E、G一F、G一 X、G七C、G七D、G七E、 G七F、G七W又はG七X	又は通話チャ ネル
---	---	--------------

3 | 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められていた時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局

周波数 一、八九五・七五MHz、 一、八九八・一五MHz、 一、九〇〇・五五MHz、 一、九〇二・九五MHz	電波の型式 D一C、D一D、D一E、D 一F、D一X、D七C、D七 D、D七E、D七F、D七W、 D七X、G一C、G一D、G 一E、G一F、G一X、G七 C、G七D、G七E、G七F、 G七W、G七X、X一C、X 一D、X一E、X一F、X一 X、X七C、X七D、X七E、 X七F、X七W又はX七X	用途 制御チャネル 又は通話チャ ネル
--	---	------------------------------

二 | PHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途

周波数 一、八九八・四五MHz、 一、九〇〇・二五MHz、 一、九〇六・五五MHz、	電波の型式 D一D、G一D	用途 制御チャネル
---	------------------	--------------

<p>一、九〇七・一五MHz、 一、九〇七・七五MHz</p>		
<p>一、八八四・六五MHz以 上、<u>九一五・五五MHz</u> 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数<u>九五波</u>(一、 八九八・四五MHz及び 一、九〇〇・二五MHz並 びに<u>一、九〇六・二五 MHz以上一、九〇八・ 〇五MHz</u>以下の周波数 を除く。)</p>	<p>D一C、D一D、D一E、D一 F、D一X、D一W、D七C、 D七D、D七E、D七F、D七 X、D七W、G一C、G一D、 G一E、G一F、G一X、G一 W、G七C、G七D、G七E、 G七F、G七X、G七W</p>	<p>通話チャネル</p>

<p>一、九〇七・一五MHz、 一、九〇七・七五MHz、 一、九一六・七五MHz、 一、九一七・三五MHz、 一、九一七・九五MHz、 一、九一六・一五MHz</p>	<p>D一D、G一D</p>	<p>予備制御チャ ネル(電波の 伝搬障害時等 の予備として 使用する制御 チャネル)</p>
<p>一、八八四・六五MHz以 上、<u>九一九・四五MHz</u> 以下の三〇〇kHz間隔 の周波数<u>百六波</u>(一、 八九八・四五MHz及び 一、九〇〇・二五MHz並 びに<u>一、九一五・八五 MHz以上一、九一八・ 二五MHz</u>以下の周波数 を除く。)</p>	<p>D一C、D一D、D一E、D一 F、D一X、D一W、D七C、 D七D、D七E、D七F、D七 X、D七W、G一C、G一D、 G一E、G一F、G一X、G一 W、G七C、G七D、G七E、 G七F、G七X、G七W</p>	<p>通話チャネル</p>

三 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数は、次に掲げるものとする。

四 PHSの陸上移動局が使用する電波のうち、使用できない電波として除外された周波数

1 一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHz

2 一、九一六・七五MHz、一、九一七・三五MHz又は一、九一七・九五MHz

3 一、九一六・一五MHz

一、九一五・八五MHz、一、九一六・四五MHz、一、九一七・〇五MHz、一、九一七・六五MHz及び一、九一八・二五MHz